

登記手続案内は**事前予約制**です



登記手続案内は、電話・対面・ウェブにより対応しています。
ご利用を希望される方は、**前日までに予約が必要となります。**

予約方法

電話・対面 ➡ 下記の一覧表より最寄りの法務局へお電話ください。

ウェブ ➡ こちらのURLよりご確認ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/page000001_00353.html



『不動産登記』に関する手続案内予約

庁名	電話番号	所在
不動産登記部門	098-854-7952	那覇市樋川1-15-15
沖縄支局	098-937-3267	沖縄市知花6-7-5
名護支局	0980-52-2123	名護市字宮里452-3
宮古島支局	0980-72-2639	宮古島市平良字下里1016
石垣支局	0980-82-2004	石垣市字登野城55-4
宜野湾出張所	098-898-5454	宜野湾市伊佐4-1-20

『会社・法人登記』に関する手続案内予約

庁名	電話番号	所在
法人登記部門	098-854-7950	那覇市樋川1-15-15

※自動音声によるご案内となりますので、2番を押下の上、再度2番を押下してください。

※申請は、**管轄の法務局で行ってください。**

管轄法務局一覧

<https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/shikyokutou/all.html>



登記申請手続は、専門家である**司法書士・土地家屋調査士**に
依頼することもできます。

沖縄県司法書士会
総合相談センター

☎098-867-3577

沖縄県
司法書士会

☎098-867-3526

沖縄県
土地家屋調査士会

☎098-834-7599

登記手続案内をご利用の皆様へ



事前予約制

事前予約制ですので、前日までにご予約をお願いします。



ご利用は原則 申請者本人

来庁できないやむを得ない事情がある場合には、そのご家族等、登記名義人が会社・法人である場合は代表者（従業員を含む）に限ります。税理士・行政書士・委任状のない代理人等のご利用はお断りします。



1回 20分以内

ご利用時間は1回20分以内です。事前に申請書の様式及び記載例をご確認ください。
なお、1人（1組）1日につき1枠とさせていただきます。



書類は ご自身で作成

申請書の書き方や注意事項等について説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどしてご確認ください。



事前審査・ 法的判断は できません！

登記申請の前提となる法律行為(契約など)等に関する助言や法的判断、登記申請前の書類に不備がないかどうかの審査はできません。



補正の可能性 があります

登記申請後に書類の訂正等のために法務局にお越しいただくことや追加で書類の提出をお願いすることがあります。登記手続案内は、登記の完了を保証するものではありません。

※事前に登記申請書の様式及び記載例をご確認・ご用意ください。

↓ 登記申請書様式 & 記載例はこちら ↓



不動産登記



商業・法人登記



不動産登記申請書提出前のチェックリスト

登記申請書を法務局に提出する前に必ず以下の事項を確認して提出してください。

チェック

1 登記申請書

注 意 事 項 等	☑	参 考
(1) 登記申請書の提出先の法務局（管轄）に誤りはありませんか？ 登記申請は不動産（土地・建物）の所在地を管轄する法務局に申請してください。 管轄については、那覇地方法務局HPでご確認できます。 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 那覇地方法務局 </div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 5px;"> 検索 </div>	☐	
(2) 原因（登記原因及びその日付）は記載していますか？	☐	裏面1, 2㉞
(3) 申請人（及び代理人）の住所・氏名を記載していますか？ 代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名も記載してください。	☐	裏面1, 2㉟
(4) 申請人（又は代理人）氏名の後に押印していますか？ 申請人本人による申請の場合には申請人の氏名の後に、代理人による申請の場合には、代理人の氏名の後に押印してください。	☐	裏面1, 2㊱
(5) 申請人（又は代理人）の連絡先は記載していますか？ 平日8：30～17：15に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。	☐	裏面1, 2㊲
(6) 課税価格の記載を要する場合、その価格を記載していますか？	☐	裏面1㊳
(7) 登録免許税の記載を要する場合、その税額を記載していますか？	☐	裏面1, 2㊴
(8) 不動産（土地・建物）の表示は記載していますか？ 登記事項証明書（登記簿）の表示と一致していることを確認してください。	☐	裏面1, 2㊵
(9) 登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼付していますか？ そのまま貼り付けてください。契印はしないでください。	☐	

チェック

2 添付書類

注 意 事 項 等	☑	参 考
(1) 必要な添付書類を添付していますか。 添付書類は必ず 原本 を添付してください。	☐	
(2) 添付書類（住民票等）の原本の返却は必要ですか？ 添付書類の原本の返却が必要な場合は、その写しを作成し、写しに「原本に相違ありません。申請人（又は代理人）の氏名〇〇〇〇」と記入し、押印の上、 <u>原本と一緒に提出してください</u> 。登記完了後に添付書類の原本を返却いたします。 なお、上記手続をしていない書類は、申請後に原本を返却することはできません。	☐	裏面3
(3) 他者（銀行等）が作成した登記原因証明情報（解除証書等）及び委任状について、必要な事項が記載されていますか？ 抵当権抹消等の際に、銀行等から交付される登記原因証明情報（解除証書等）や委任状等に空白部分がないか確認をしてください。記載漏れがある場合、その書類を作成した銀行等に訂正を依頼し、それが完了してから申請書を提出してください。	☐	裏面4

3 その他

登記手続に関する申請書様式及び記載例は、法務局HPに掲載されていますのでご利用ください。

法務局ホームページ

検索

裏面1 《例1：所有権移転（相続）》

登記申請書

登記の目的 所有権移転
 原因 令和〇年〇月〇日相続 ←㉗
 相続人 (申請人) 沖縄県〇〇市〇〇三丁目〇番〇号 法務花子 ㊦ ←㉘ ㉙
 連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ←㉚

添付情報
 登記原因証明情報 住所証明情報
 登記識別情報の通知を希望しません。
 令和〇年〇月〇日申請 那覇地方法務局 (〇〇支局又は〇〇出張所)
 課税価格 金2,000万円 ←㉛
 登録免許税 金8万円 ←㉜

不動産の表示
 不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 所在地 〇〇市〇〇町一丁目
 番 〇番 ←㉝
 地目 宅地
 地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

裏面2 《例2：抵当権抹消》

登記申請書

登記の目的 抵当権抹消 (順位番号後記のとおり)
 原因 令和〇年〇月〇日弁済 (又は「解除」等) ←㉗
 権利者 沖縄県〇〇市〇〇三丁目〇番〇号 法務太郎
 義務者 沖縄県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号 株式会社〇〇銀行 } ←㉘
 (会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇)
 代表取締役 〇〇〇〇

添付情報 ←
 登記識別情報 (又は登記済証) 登記原因証明情報 会社法人等番号 代理権限証明情報
 登記識別情報 (又は登記済証) を提供することができない理由
 不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他 ()
 令和〇年〇月〇日申請 那覇地方法務局 (〇〇支局又は〇〇出張所)
 申請人兼義務者代理人 〇〇市〇〇三丁目〇番地 法務太郎 ㊦ ←㉙
 連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ←㉚

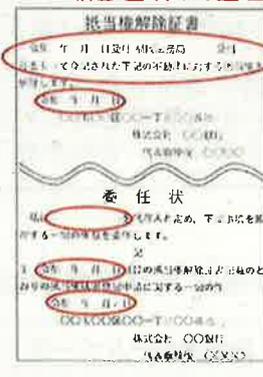
登録免許税 金1,000円 ←㉛
 不動産の表示
 不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 所在地 〇〇市〇〇町一丁目〇番地
 家屋番号 〇番 ←㉝
 種類 居宅
 構造 木造かわらびき平家建
 床面積 〇〇〇・〇〇平方メートル (順位番号 〇番)

裏面3 《原本の返却を希望する場合》



申請書に押印した人が「原本に相違ありません」と記名・押印します。

裏面4 《他者作成書面の記載確認》



登記原因証明情報 (解除証書等) や委任状等に記載漏れがあった場合、**是正できるのは作成者のみ**です (ご自身で修正することはできません)。